公共施設における太陽光発電設備等の設置事業
（自家消費型太陽光発電設備等設置ＰＰＡ事業）
公募型プロポーザル募集要項

１．適用範囲

この要項は、公共施設における太陽光発電設備等の設置事業（自家消費型太陽光発電設備等設置ＰＰＡ事業）（以下「本事業」という。）のプロポーザル方式による事業者募集にあたり、必要となる事項及び手続き等に適用する。

２．目的

八王子市（以下「市」という。）では、令和４年２月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、２０５０年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、地球温暖化対策を進めている。

本事業では、公共施設における再生可能エネルギーの創出、平時の温室効果ガス排出の抑制及び災害時の電源確保のため、市施設への太陽光発電設備、蓄電池及び附帯設備（以下「設備」という。）の設置、運転管理及び維持管理、撤去を行う事業者をプロポーザル方式により公募する。

３．事業概要等

（１）件名

公共施設における太陽光発電設備等の設置事業
（自家消費型太陽光発電設備等設置ＰＰＡ事業）

（２）事業概要

事業者は、対象施設において構造調査等を行い、市の行政財産目的外使用許可を受けたうえで、設備を設置し、事業期間において運転管理及び維持管理を行う。事業終了後、市と協議のうえ、設備を原則撤去する。なお、本事業は国の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」（以下「補助事業」という。）の補助金活用を想定するものである。

（３）事業内容

事業内容は以下のとおり。詳細は、別紙「業務説明書」による。

ア 事前調査及び設置計画の作成
イ 施設における行政財産目的外使用許可
ウ 設備の設置工事
エ 設備の運転管理、維持管理
オ 施設への電力供給
カ 発電状況等の記録、報告
キ 温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証
ク 各種法令の規定に基づく届出等手続き

ケ 補助事業活用における申請等

コ 施設管理者等への説明

（４）事業期間

令和５年（2023 年）４月１日～令和 28 年（2046 年）３月 31 日

ア 令和５年度から令和７年度までの３か年で、設備設置かつ運転開始を完了する。

イ 設備設置及び運転開始日は、補助事業の規定に従ったものとし、市と協議のうえ決定する。

ウ 運転期間は、運転開始日から最長で２０年間とする。

（５）対象施設

【別表１】の候補施設（５９施設）のうち、構造調査、現地調査及び設置計画の作成を実施し、設備設置可能と判断した施設（以下「対象施設」という。）に設備を設置する。

（６）設置設備

上記対象施設の行政財産目的外使用許可を取得し、設備を設置する。なお、使用料は別途支払うこととする。

ア 太陽光発電設備

各施設の屋上または屋根に設置することを想定し、安全性、効率的な発電・稼働等を踏まえ、最大限設置可能な太陽光発電設備の容量とする。また、平時及び災害時に、施設で自家消費されることが可能なものとする。その他、補助事業の規定に従ったものとする。詳細は、別紙「業務説明書」による。

イ 蓄電池

災害時の電源確保を目的として、対象施設の敷地内に設置する。また、設置した太陽光発電設備から充電することとし、平時においては、充放電を繰り返す設定とし、少なくとも３kWh の残量を確保する。その他、補助事業の規定に従ったものとする。詳細は、別紙「業務説明書」による。

（７）事業費用

本事業にかかる必要な設備費、工事費、運搬費、維持管理費、設備撤去費等、全ての費用は事業者の負担とする。

市は、対象施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を運転期間において支払う。契約単価は、事業者からの提案書に基づき定める（ただし、市が上限額を別途定める）。また、原則、事業期間中一定額とし、本事業における一切の諸経費を含めるものとする。

（８）仕様書

事業内容の詳細については、プロポーザルによる選定後に、選定された事業者の提案を基に、市との協議により仕様書を作成し、決定する。

（９）活用を想定する補助事業

「（２）事業概要」の記載のとおり、本事業は、国の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の補助金活用を

想定するものである。なお、【別表１】の候補施設のうち、看護専門学校については、補助事業の対象外である。

補助事業を活用する場合は、公募要領、Ｑ＆Ａ等を十分確認し、規定に従って事業を実施すること。

４．事業者の参加資格要件等

公募に関して次の参加条件を附することとする。

（１） プロポーザル参加申込書の提出期限から、協定書締結日までのいずれかの日において、八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていない者であること。

（２） 地方自治法施行令第 167 条の４の各項に該当しないほか、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でない等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。（会社更生法にあっては再生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く）

（３） 国税及び地方税に滞納がない者であること。

（４） 過去５年以内（平成３０年度から令和４年度）に本事業と類似の事業履行実績（高圧施設の屋上または屋根において太陽光発電設備の設備設計及び施工を行い、施設管理者に電気を売却もしくはサービスを提供する事業）を有していること。

（５） 本業務を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

ア　建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計一級建築士（外部委託を含む）

イ　電気主任技術者（第３種以上）（外部委託を含む）

５．提出書類及びその様式

本プロポーザルによる事業者の選定に参加する者（以下、「参加者」という。）は次に示す書類（以下総称して「提案書等」という）を提出すること。

記載する内容については、「業務説明書」を踏まえたものとすること。

なお、提出部数について、（１）は社印及び代表者印を押印し１部、（２）は各１部、（３）から（５）は各 13 部（正本：１部、副本：12 部）とする。資料に関しては、部数が示されているもの以外は 13 部（正本：１部、副本：12 部）とする。

また、正本が提出された後に市からメールで大容量転送サービスのＵＲＬを送付するので、様式１～４、様式５の電子データを提出すること（添付資料等の電子データの提出は不要）。

（１）プロポーザル参加申込書（様式１）

（２）会社概要調書（様式２）

資料として以下の書類を添付すること。

ア　登記事項証明書（１部）（発行日から３か月以内のもの）

イ　法人事業税の納税証明書及び納税証明書（その１）（各１部）
（発行日から３か月以内のもの）

ウ　直近の財務諸表（１部）

（ア）貸借対照表（直近３年分）

（イ）損益計算書（直近３年分）

エ　企業概要の分かるパンフレット（１部）

（３）業務実績調書（様式３）

過去５年間（平成３０年度から令和４年度まで）の本事業と類似の事業履行実績（高圧施設の屋上または屋根において太陽光発電設備の設備設計及び施工を行い、施設管理者に電気を売却もしくはサービスを提供する事業）を記入すること。実績件数を記載したうえで、詳細を記載する業務実績については３件までとし、公共施設の事業履行実績などアピールしたい実績は特記すること。

（４）業務遂行体制及びスケジュール（様式４）

各業務の遂行にあたっての業務遂行体制及びスケジュールについて示すこと。

※ 設備の故障、緊急時や災害発生時の対応体制も示すこと。

（５）提案書（様式５）

提案書に求める内容について、提案事項を記載すること。また、資料として設置する機器の概要や機能が分かる製品カタログ等を添付すること。

（６）その他

・ 各様式は、それぞれＡ４判で作成すること。枚数制限は設けないが、分かりやすく簡潔な記載に留意すること。

・ 様式３～５は、各様式に定められた記載すべき内容を網羅していれば、レイアウト変更を含めて任意の様式の作成を認める（図表等の記載も可）。なお、読み取りやすい文字サイズ等とするよう留意すること。

・ 公正・公平な審査を行うため、副本については社名・ロゴ等を削除し、事業者が特定されることのないように書類を作成し、提出すること。

６．提案書に求める内容

【別表１】の候補施設を対象とし、以下 （１）～（５－２）のすべてを必須事項として、企画提案すること。

なお、提案内容は「業務説明書」の内容を踏まえたものであること。また、審査にあたり、市が追加資料や提案内容への説明を求める場合は、別途対応すること。

＜事業実施方針に関すること＞

（１）事業実施方針

提案内容の基本方針・概要等を記載すること。

＜設備の設置・維持管理に関すること＞

（２－１）設備設置計画

① 設備・設置仕様

ア）各施設における太陽光発電設備及び蓄電池の出力（kW）・容量（kWh）

イ）太陽光発電設備及び蓄電池の総出力（kW）・総容量（kWh）

ウ）太陽光発電設備（パネル、架台等を含む）及び蓄電池の単位面積当たりの重量（kg/㎡）

※ 寸法や重量が分かる当該製品のパンフレット等を添付すること。

エ）付帯設備の仕様

※ 寸法や重量が分かる当該製品のパンフレット等を添付すること。

オ）設置仕様（架台の設置方法、耐荷重等）

※ 想定する太陽光発電設備及び蓄電池の設置方法を記載すること。

※ 太陽光発電設備は、建築基準法施行令第 39 条、第 82 条の 4 及び JIS C 8955、経済産業省令第 29 号に規定する風圧力、自重、積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対する耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。また、それを示す根拠資料（耐力試験の結果や当該製品の設計マニュアル等）を添付すること。

※第三者機関等による認定証や耐力試験の結果がある場合は添付すること。

※台風時等の突風による吹き上げや地震等の振動による設備の移動、飛散、脱落、浮き上がりへの対策がある場合は、併せて記載すること。

② システム構成図

※ 平時及び災害時（自立運転時）に使用できる設備、仕様が分かるように記載すること。

③ 設置工法

ア）工事の工法

イ）工事の安全面・騒音対策等

④ 工程表及びスケジュール

※工期だけでなく、補助事業の申請、各種法令の規定に基づく届出等の手続き、市との協議等も含め、事業実施に必要な工程、スケジュールを記載すること。

⑤ 災害時（自立運転時）に使用可能な設備

ア）災害時の利用、操作方法（災害時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）

イ）災害時用コンセントの設置場所、個数

ウ）自立運転時に蓄電池から使用可能な出力（kW）

エ）自立運転時の太陽光発電設備から蓄電池への充電能力（kW）

オ）自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力（kW）

※併せて、災害発生時に安定して使用可能な設備であることを示すこと。

（２－２）保守点検及び維持管理計画

① 設備等の運転管理及び維持管理の方法、管理上の視点等

② 運転期間における維持管理の実施体制、スケジュール、設備の交換時期等

※各種法令の規定に準拠していることが分かるように記載すること。

（２－３）想定される温室効果ガス排出量削減効果

① 設備による総発電量（kWh/年）

② 施設への総供給電力量（kWh/年）及び自家消費率（%）

③ 施設の温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証方法

④ 施設の温室効果ガス排出量削減効果（kg-CO_2/年）

※発電量の算定にあたっては、設備利用率の設定根拠を示すこと。

※施設への供給電力量（自家消費量）の算定にあたっては、電気使用量の実績を参考にすること。

※温室効果ガス排出削減量の算定にあたっては、係数は 0.434[kg-CO_2/kWh]を用いること。

＜業務遂行能力に関すること＞

（３－１）事業資金計画

設備費、工事費、運転管理、維持管理及び撤去、保険料等のための必要経費、売電収入や補助事業による資金調達等の収入、事業期間における収支を記載すること。

※各経費、収入の内訳も記載すること。

※設備等の一時移設を伴う市による防水工事等は、運転期間中、施設で各１回実施することを前提として記載すること。

※運転期間中の施設廃止、改築等はないものとして記載すること。

（３－２）事業期間におけるリスク対策

設備の故障等に対する損害保険の適用範囲や補償内容、設計・工事等の履行に係る保証及び維持管理費用の増大、天災等の不可抗力等の維持管理期間におけるリスク保証、市や第三者に対する賠償等、事業期間において発生が想定されるリスクに対しての対策、補償方法を記載すること。

（３－３）類似の事業履行実績

過去５年間（平成３０年度から令和４年度まで）に、本事業と類似の事業履行実績（高圧施設の屋上または屋根において太陽光発電設備の設備設計及び施工を行い、施設管理者に電気を売却もしくはサービスを提供する事業）を記載すること。

※契約書及び仕様書等の写しを添付すること。

（３－４）市内事業者の活用

本事業における下請け業者等の選定は、市内事業者を優先して選定することとし、市内事業者を活用する場合は、業務内容・役割を記載すること。

＜契約単価等に関すること＞

（４－１）契約単価

市が、施設に供給された電力使用量に応じて支払う契約単価（円／kWh）

※原則、事業期間中一定額とする。ただし、社会情勢その他の状況の変化により、これによりがたい場合は、市と協議できる。

※提案上限単価は、第１次審査通過者に対して通知する。

※市における契約単価の有効性について、現在の市場の電力単価等を用い、わかりやすく記

載すること。

※消費税相当額を含まない金額を記載すること。

（４－２）施設の行政財産使用料

事業者が、使用面積に応じて支払う施設の行政財産使用料（面積単価：円／㎡・年）

※使用料は、年額 100 円／㎡ （税別）以上で記載すること。

＜本事業を活かした独自提案に関すること＞

（５－１）環境教育に寄与する提案

環境教育に寄与する独自提案を記載すること。

（５－２）八王子市の特性を活かした提案

八王子市の特性を活かした独自提案を記載すること。

７．申込等方法

（１）提出場所

八王子市環境部環境政策課（八王子市役所本庁舎地下階）

住所　〒192-8501　東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番１号

（２）提出方法

八王子市環境部環境政策課へ直接持参または郵送（必着）すること。

（３）申込期間等

ア　申込期間

令和５年１月 23 日（月）～令和５年１月 30 日（月）17 時 00 分まで

※土日祝祭日を除く。

イ　提案書提出期間（第１次審査通過者のみ）

令和５年２月 15 日（水）～令和５年２月 17 日（金）17 時 00 分まで

（４）提出書類

ア　申込

「５．提出書類及びその様式」のうち、提案書以外の提出書類

イ　提案書提出

「５．提出書類及びその様式」のうち、提案書

（５）募集に関する様式等の入手方法

様式のデータファイルをホームページに掲載する。

（６）その他

・提案書等は１参加者につき１案のみの提出とする。

・提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。

８．質問・回答

提案書等作成にあたって質問がある場合は、質問書（ホームページに質問書データを公開）に質問内容、参加者の会社名、担当者名、電話番号、FAX 番号、E-mail を記載し、環境

政策課へ電子メールにて問合わせること。

質問書の**提出期限は、令和５年１月 13 日（金）17：00 まで**とする。質問書に対する回答は、**令和５年１月 18 日（水）までに、市ホームページ上の本募集要項等掲載場所に示す**ものとする。

９．審査方法

提案書等については、公共施設における太陽光発電設備等の設置事業（自家消費型太陽光発電設備等設置ＰＰＡ事業）評価会議開催要綱に基づき開催される評価会議の意見を参考に、環境部環境政策課がそれぞれ第１次・第２次審査を行う。

（１）第１次審査（書類審査）

提案書以外の提出書類等について、第２回評価会議の意見等を参考に、この要項の「１２．評価項目及び評価視点」に基づき評価を決定し、上位最大３者を選定する。

（２）第２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第１次審査を通過した最大３者による「提案のプレゼンテーション」（20 分）、「ヒアリング」（20 分程度）及び提案書等について、第３回評価会議の意見等を参考に、この要項の「１２．評価項目及び評価視点」に基づき最上位の者を決定する。なお、第１次審査の通過者が１者の場合でも実施する。

１０．プレゼンテーション実施内容

（１）実施日

令和５年２月 28 日（火）14：00～17：00

（２）実施場所

八王子市役所　802 会議室

（３）出席者

１参加者につき最大３名

（４）その他

- 参加者の説明順序については環境部環境政策課でくじ引きを行い、その結果により決定する。
- パワーポイント等の使用は自由とする。
- プロジェクター、スクリーン等は環境部環境政策課が用意する。ノートパソコン等は参加者持参とする。なお、プロジェクターとノートパソコンの接続ケーブルは、環境部環境政策課がＨＤＭＩケーブルを用意する。その他の接続ケーブルを利用する場合は、参加者が持参する。
- プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、事前に環境部環境政策課に連絡すること。
- プレゼンテーション時の資料は、提案書等または提案書等を要約したもののみ使用を認める（新たな提案や未提出の補足資料の使用は不可）。なお、提案書等を要約

した資料を配布する場合は、13部用意すること。

・ 機器の準備等のため最大５分を説明時間以外に付与する。

１１．審査結果通知

（１）第１次審査

第１次審査結果については、令和５年２月７日（火）までに電子メールで通知する予定である。

（２）第２次審査

第２次審査結果については、令和５年３月８日（水）までに電子メールで通知する予定である。

１２．評価項目及び評価視点

提案書等の評価は、参加資格要件を満たしている参加者に対して、以下のとおり行う。

（１）第１次審査（書類審査）

主な評価項目	主な評価視点
提案書以外の提出書類等の内容について	・参加資格審査 ・経営状況 ・類似業務の履行実績 ・業務遂行体制

（２）第２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

主な評価項目	主な評価視点
＜事業実施方針に関すること＞	
（１）事業実施方針	・本事業の目的を踏まえたものか。
＜設備の設置・維持管理に関すること＞	
（２－１）設備設置計画	・太陽光発電設備の総出力、蓄電池の総容量が大きいか。 ・設備は、関係法令及び条例の規定する風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造となっているか。 ・システム構成は、平時及び災害時（自立運転時）に使用できる設備、容量が明確か。また、発電した電力は当該施設に優先して供給する提案か。 ・設置工事にあたり、施設利用者や近隣住民への配慮があるか（安全面や騒音、工事時間、施設利用の阻害等）。 ・工程表及びスケジュールは、期日までに設備設置工事を完了させ、運転を開始する無理のないスケジュールか。補助事業の規定内であるか。

	・災害時（自立運転時）に使用できる設備は、利便性があり、電力の確保に資するものになっているか。
（２－２）保守点検及び維持管理計画	・保守点検や設備管理の視点・方法、設備交換の頻度や時期、実施体制等は、法令を遵守したもので、実現性があり、設備の安定的な運転、維持管理ができるものか。
（２－３）想定される温室効果ガス排出量削減効果	・温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証方法は、具体性・妥当性・実現性があるか。また、温室効果ガス排出量削減効果は大きいか。
＜業務遂行能力に関すること＞	
（３－１）　事業資金計画	・必要経費（工事費、維持管理費等）、資金調達（補助金、売電収入等）の内容に具体性・妥当性・実現性があるか。また、投資回収ができる提案となっているか。
（３－２）事業期間におけるリスク対策	・事業期間におけるリスクについて対応できる提案となっているか。（設備等の故障、設計・工事等の不履行、維持管理費用の増大、天災等の不可抗力等、発生が想定されるリスクに対して、適切な保険に加入する等、補償方法が明確に示されているか。）
（３－３）類似の事業履行実績	・類似の事業 履行実績及び専門的な知見・知識を有しており、それらを活かした提案がなされているか。
（３－４）市内事業者の活用	・事業実施にあたり、市内事業者の活用に配慮があるか。
＜契約単価等に関すること＞	
（４－１）契約単価	・市へのメリットが大きいか。
（４－２）施設の行政財産使用料	・市へのメリットが大きいか。
＜本事業を活かした独自提案に関すること＞	
（５－１）環境教育に寄与する提案	・具体性・実現性があり、施設での環境教育に寄与する提案か。
（５－２）八王子市の特性を活かした提案	・具体性・実現性があり、八王子市の特性を活かした提案か。

１３．選定スケジュール及び事業者決定までの事務手順

12 月 19 日（月）	第１回評価会議（審査基準等に関する意見交換） ※ 書面開催
12 月 28 日（水）	募集の公表
１月 13 日（金）	質問書の受付期限（17：00 締切）
１月 18 日（水）	質問に対する回答
１月 30 日（月）	参加申込書等の提出期限（17：00 締切）
２月３日（金）	第２回評価会議（第１次審査（書類審査）に関する意見交換） ※ 書面開催
２月７日（火）	第１次審査結果通知（予定）
２月 17 日（金）	提案書等の提出期限（17：00 締切）
２月 28 日（火）	第３回評価会議（第２次審査（プレゼン）に関する意見交換）
３月８日（水）	第２次審査結果通知（予定）
３月 31 日（金）	協定書締結（予定）

１４．参加者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（１）提出書類に虚偽の記載があった、または適格性を欠くような書類であった場合

（２）参加資格を満たさなくなった場合（経営状態が著しく不健全である場合を含む）

（３）審査の公平性を害する行為があった場合

（４）前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

１５．その他

（１）提案及び審査を受けるために要した費用は、全て参加者が負担する。

（２）提案書等は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付すること。また、通貨は日本円、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に基づく単位とすること。

（３）書類提出後の提案書等の修正又は変更は認めない。

（４）提出された提案書等については返却しない。

（５）提案書等の著作権は参加者に帰属するが、情報公開請求があった場合は、「八王子市情報公開条例」に基づき、公開することがある。

（６）審査の結果、選定されなかった参加者は、結果通知日から１週間以内に、市に対して非選定理由等についての説明を求めることができるが、他の参加者に関すること、評価会議委員の個別の意見等、公正な選定業務を阻害する恐れのある事項については、すべて非公開とする。

１６．問合せ先

八王子市環境部環境政策課（八王子市役所本庁舎地下階）

担当　峯岸、高橋、大塚

住所　〒192-8501　東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番１号

電話　 042-620-7384（直通）

E-mail　b110400@city.hachioji.tokyo.jp

※ E-mail で問い合わせる際は、件名の冒頭に【自家消費型太陽光発電設備等設置ＰＰＡ事業】と記載すること。